

### 第3回屋台との共生のあり方研究会

平成23年11月18日（金）

【鳥越会長】 定刻になったから始めましょう。

では、まず事務局の臼井さんからご報告をお願いします。

【事務局（臼井）】 それでは、事務局からご連絡させていただきます。

私、福岡市総務企画局企画調整部企画課長の臼井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、本日はご多忙中にもかかわらず、第3回屋台との共生のあり方研究会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

まず、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。

資料は、議事次第、委員名簿、配席図、カラーの第3回資料、そして横のA3の施策の実施状況、また参考資料として屋台モニター報告会の資料をお配りしております。

今回の会議につきましても、報道関係の皆様や傍聴される皆様に公開するとともに、動画を撮影し、配信を行っているところでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、注意事項でございますが、報道関係の皆様及び傍聴される皆様には、当研究会の円滑な議事進行にご理解とご協力をお願いいたします。カメラ等の撮影、取材は、委員の皆様の自由な発言、議論の妨げとならないよう、十分ご配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様には注意事項をお渡ししております。傍聴席からの発言や拍手等はできません。注意事項を守らない場合には退席していただきますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、第3回屋台との共生のあり方研究会を始めさせていただきます。

初めに、お手元の委員名簿と座席表をごらんください。今回ご欠席の委員は、田中委員、宮本委員でございます。

これより会議の進行は鳥越会長にお願いいたします。鳥越会長、よろしくお願いいたします。

【鳥越会長】 皆さん、おはようございます。何かすごい雨降りの中にご足労いただきまして、ありがとうございます。私も朝4時起きでテレビ番組をやって、ちょっとまだ睡眠不足ですけども、第3回目の研究会をこれから始めたいと思います。与えられた時

間は約2時間ということです。11時までおつき合いを願いたいと思います。

ご承知のとおり、これまで2回やりましたが、特に2回目で屋台のルールについて議論を行いました。その中で、これまでいろいろなことが言われて是正をされてきたはずなのであるけれども、その辺は実際にどれだけ改善され、どこに問題が残っているのか、そういう検証がされているのか。されているとすれば、検証の結果を一度事務局のほうできちんと調べて報告をしてほしいという議論が何人かの委員の方から出ましたので、臼井課長をはじめ事務局にその検証をやっていただきました。その結果についてまずはご報告をいただきまして、それからそれに対する質疑などで今日は議論を行っていきたいと思います。

いいですか、臼井さん、それで。

【事務局（臼井）】 はい。

【鳥越会長】 では、まずその検証の結果についてお願いします。

【事務局（臼井）】 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

まず、カラーの「屋台との共生のあり方研究会資料（第3回）」というのをごらんください。また、同じものをスクリーンに映しておりますので、そちらもごらんください。

それでは、2ページをごらんください。今回ご説明させていただく内容は、今会長からいただいた、これまでの行政の取り組みの検証、またその前に屋台営業者向けアンケートの結果についてご報告させていただきます。最後に次回研究会についてご説明をさせていただきます。

まずは、屋台営業者の方向けのアンケート結果についてご説明させていただきます。4ページをごらんください。屋台営業者向けアンケートについてはここに記載のとおり行っておりまして、3組合長と東京大学の出口教授、また九州大学にご協力いただきました。対象は155軒、そのうち107軒から回答があったところでございます。

5ページをごらんください。屋台営業者の方々に関するアンケートでございますけれども、年齢は約4分の3が50歳以上でございます。また創業年数は半数以上が30年以上、営業主を除いた従業員数は平均して1.3人ということでございまして、営業主の方を加えると、お店にいらっしゃるの平均2.3人ということになります。

6ページをごらんください。次に営業主の滞在時間ですけれども、約37%の屋台が常に屋台にいらっしゃるわけではないということがわかりました。これについては、道路占用許可などの更新に当たっては、戸籍謄本や続柄記載の住民票などを求めており、許可に当たって書類上原則1代限りに違反する状況はない取り扱いとなっておりますけれども、

ただ、このアンケート結果から、営業主が常に屋台にいるわけではないという状況から、許可を受けた者ではない方が実質的に営業している場合もあると考えられ、現在の許可更新手続の中では、行政として把握が困難であるという現状もございます。これについては、この後、1代限りについての議論の際にご議論いただければと思っております。

続きまして、右側ですけれども、あと何年営業する予定かというところでは、6割以上が10年以内に営業をやめようと考えておりまして、全体の中で後継者がいらっしゃるかどうかというところでは、半分の方がいらっしゃる、もう半分の方はいらっしゃらないかまだ決まっていないという状況でございます。

続きまして、お客さん、利用者に関する情報でございますけれども、主な客層としては、屋台営業者の方から見ると、観光客の方、サラリーマンの方が合計で75%程度を占めているようでございまして、平均すると右下のように、平日は26.7人、休日は40.4人のお客さんがいらっしゃる。また、その右上のグラフでございますけれども、ピークの時間は午後8時から10時で、休日のほうが若干早い傾向にあるようでございます。また左下ですけれども、観光客の人数が増えたと感じる屋台もあれば減ったと感じる屋台もあるということで、ここからはなかなか傾向が見えてきません。

営業者の方向けのアンケートは以上でございまして、ここから、これまでの行政の取り組みの検証についてご説明をさせていただきます。別添のA3横の資料をごらんください。ここからは、これについてご説明し、パワーポイントでその補足をさせていただきますながら進めたいと思います。

まず、この資料の見方でございますけれども、一番左から、平成10年の屋台問題研究会報告書の内容を記載しております。その中で行政に対する提言がなされておりますので、それに対して行政が行ってきたことを「行政の取り組み」という欄に記載しております。そのやってきた結果としての現状、未実施の項目、それに当たっての課題等をその右の欄に記載しております。行政として、これについて整理をさせていただいておりまして、研究会として今後の方向性についてご意見をいただければと考えております。

それでは、まず一番上、「1 屋台の再配置」のところをごらんください。報告書の内容といたしましては、歩行者等の安全な通行や地域環境を阻害している道路上の屋台の再配置を行うこと、またその前提として、再配置計画の作成などが提言されております。それに基づいて行政といたしましては、再配置計画を作成し、また再配置が必要な屋台66軒を抽出いたしまして、そのうち、実施のところに書いてある14軒と9軒、合計23軒に

については対応いたしまして、13軒が廃業、30軒が未完了という状況でございます。

その右の欄、現状といたしまして、対象となる66軒のうちの30軒が未完了という課題については、再配置先の地元住民などから、ルールの遵守状況等も含め屋台に対する根強い反対があったり、あと屋台営業の方が理解を得られる場所の確保が困難である、また前提として、ルール遵守や環境整備などに課題があるという認識でございます。

再配置につきましては、少し詳細にご説明をさせていただきますので、パワーポイントの9ページをごらんください。ここから再配置についてご説明をさせていただきます。

10ページをお開きください。これまで市としては再配置計画を策定し、それに基づき再配置を実施してまいりましたが、30軒の再配置が完了していない状況でございます。今後は屋台営業の適正化への取り組みを前提に、周辺地域や営業者の理解を得られ、また効用を生かせる再配置先の基準や場所の整理を、幅広い観点から改めて行う必要があるものと考えております。

11ページでございます。基本的な再配置の考え方でございますけれども、まず道路の通行阻害等の問題を有する屋台について、その路幅などの設置基準を設定いたしまして、移転に必要な屋台66軒を抽出し、あわせて再配置候補地を抽出して、再配置をこれまで実施してきました。

12ページをごらんください。再配置計画は屋台指導要綱に基づきまして、平成13年の2月に作成されましたけれども、その前提となる基準としては、原則として住居系用途地域以外であること、また歩道幅員が5メートル以上確保されていること、場所については残余幅員、屋台以外の幅員が原則2メートル以上であることや、視覚障害者誘導用ブロックから0.6メートル以上離れていることなどが定められておりました。これを満たさなかったものが当時66軒ございまして、その後23軒対応、13軒廃業により、現在30軒の未完了屋台が残っているところでございます。

その具体的な場所については、13ページをごらんください。場所といたしましては、長浜地区、須崎地区、冷泉地区などが再配置の対象の主な地域でございます。これをごらんいただければわかるように、歩道の幅員が確保できていない地域となっております。

14ページの地図をごらんください。この左上の場所、長浜地区15軒が再配置対象となっております。長浜は近隣に供用開始予定の歩道があり、現在はそこへの再配置を検討しているところでございまして、今後、近隣・市場を含め調整が必要な状況でございます。また、その前提として、屋台の規格遵守や上下水道等整備に関する多くの課題もございま

す。

続いて、15ページをごらんください。冷泉地区は7軒程度ございまして、もともと公園整備に合わせて再配置する計画もございましたが、屋台は公園利用者のための施設ではないなどの基本的な考え方から、現在は未定の状況です。また須崎地区についても7軒程度ございまして、河川敷の改修により再配置する計画もございましたが、地元の強い反対などを背景に、現在は未定となっております。

そこで、再配置候補地の考え方についてご説明をさせていただきます。これまでの考え方として、まず屋台の設置基準を満たすこと、屋台のルール遵守などを前提に、現に屋台が存在する場所やその近隣の地域であること、屋台のにぎわいなどを生かすことができる地区や施設周辺であることなどがございました。

現在地に近接する地域といたしまして、長浜などでは近接した歩道への再配置を現在検討しておりますが、論点として周辺住民や市場等の理解、またルール遵守などが必要になってまいります。冷泉・須崎についても、近隣の歩道幅員が十分に確保されている道路、また河川敷や公園などの公共施設用地や民有地など、現在屋台が設置されている場所やその隣接地域が考えられますけれども、現在は未定となっております。課題として、周辺住民の方、ビルなどの理解が必要、また交通阻害にならないことなどが条件として考えられます。

17ページをごらんください。もう一つは、屋台のにぎわいなどを生かすことができる地区や施設の周辺であることなどが考えられます。現在屋台がある近隣地域以外でも、そのような施設、地域、例えばベイサイドプレイス、また現在屋台がなくのにぎわいが必要な道路、公園、また公共施設用地、河川敷などが考えられるところでございますけれども、これらについてもまた新たな周辺住民や屋台営業者の理解が必要という状況がございます。

続きまして、A3のほうにお戻りいただきまして、2番の「屋台営業の基本ルールの確立」のところをごらんください。これまで屋台指導要綱の制定によりルールを確立して、また道路占用許可などを付与した上で、それに基づいて指導や処分を行うことが提言されました。

行政の取り組みといたしましては、屋台指導要綱の制定、それに基づく屋台に対する指導の実施、また県警等との合同指導を行ってまいりました。しかし現状といたしまして、遵守状況が十分でない、また処分が行われていないという現状がございます。

これにつきましては、これまで例えば市民に危険が及ぶなどの公益を著しく害するよう

な違反でない限り指導を中心に行うという考え方から、許可取り消しのような強い処分を行っていないこと、また要綱そのものが法的根拠を持っていないことから処分に踏み切りにくいこと、常時監視ができず違反の現認が困難であることなどの体制上の課題がございます。

食品衛生関係も基本的な考え方は同様で、処分の必要がない限りは、固定店舗と同様、行政指導で対応しておりますが、生ものの提供があった場合には処分がなされております。これも平成11年以降は現認がなされていないという現状がございます。

ルールに関する詳細は、第2回でご説明をしたとおりでございます。

続きまして、「屋台関連設備等の改善」についてごらんください。提言といたしまして、上下水道について、屋台が集積する地区等での屋台営業者の応分の負担により整備に努める旨の提言がなされております。

行政としては、屋台の設置場所に必要に応じて給水や排水を行うための配水管、下水道本管はもともと整備をしております、屋台からの申請があれば対応できるようにしております。現状といたしまして、上下水道が整備されている割合は高くなく、また市民の方々が衛生面について課題認識や苦情等があるという現状がございます。課題等といたしまして、自費工事ということをどのように考えるか、また食品衛生法上は必要な施設として上水道を求められているわけではないんですけれども、衛生面をどのように考えるかということがございます。

1枚おめくりいただきまして、一番左上、「トイレの整備」をごらんください。トイレにつきましても、整備手法、負担等を確立の上、整備に努める旨の提言がなされております。この提言を受けての設置ではございませんけれども、公衆トイレにつきましても、現在屋台が多い地域7カ所に公衆トイレを設置しております、またトイレ清掃などに関する屋台への指導も行っているところでございます。

行政はこのように取り組んでおりますが、現状といたしましては、トイレについて市民の方々の課題認識や苦情がございます。これにつきましては、例えばこれから市の負担によってさらなる公衆トイレを整備するには、さらに現状の分析、整理が必要でございます。

環境整備につきましても、カラーの資料の19ページをごらんください。現在の基本的な考え方としては、営業者の応分の負担により行われるべきという考え方でございますけれども、今後の考え方として、環境整備や管理を行うことに関する努力義務をもっと強める必要があるのかどうか、また原則営業者の負担という考え方について、市として費用負担

も含めて取り組む必要があるかなどが、今後の論点として考えられると思っております。

20ページをごらんください。上下水道・トイレの整備イメージでございますけれども、この写真にあるとおり、上下水道、道路上であればこのように道路上に蛇口があったり、排水を行うためのマンホールのようなものがあったり、一番右側の公衆トイレのようなものが道路上にある場合がございます。それぞれの整備費は、道路の状況や本管からの管の距離で変わってきます。上水道・下水道については数十万円程度、またトイレについてはおおむね1,000万から3,000万程度の費用がかかりますが、規模によって大きく異なるところでございます。

21ページをごらんください。現状整備されている主な地域でございますが、上下水道については青い丸、下水道については赤い丸をごらんください。上下水道については天神の一部地域や長浜、清流公園などで整備をされております。また下水道も天神の一部地域や清流公園などにおいて整備をされているところでございます。これらは一つの施設を複数の屋台で利用している状況がございますので、ここからは直ちに何軒が使っているかわからないんですけれども、実際に整備されている場所はこのとおりです。

続きまして、22ページをごらんください。現在トイレは、天神、博多、長浜、清流公園、冷泉公園などの公園内、道路上を含めて7カ所、屋台が多い地域にあるところでございます。

23ページをごらんください。先ほどの屋台営業者向けアンケートの抜粋でございますけれども、この中で設備についても聞いております。そのお答えとして、一番上、水についてということで上水道ですが、流水を使っているのは約半数程度、また下水については適切に処理していないのが約半数程度、トイレについては9割程度が、公衆トイレや、許可を得た上で近隣の店舗を紹介しているという現状がございます。

A3の資料にお戻りください。「4 屋台営業の適正化」のところの一番上、「適正な占用料等の徴収」でございます。それまで屋台については道路占用許可がなかったことから道路の占用料などを取っておりませんでした。その占用料について、周辺地価等を考慮した営利行為にふさわしい適切な道路等の占用料を設定すべきとの提言がなされました。

それを受けて行政としては、一般的な占用料の考え方にに基づき、周辺地価（固定資産税評価額）を踏まえて、その土地の賃貸を想定した額を徴収してまいりました。具体的な額としては、市道が道路占用料と使用料合わせて6,800円程度、国道が占用料・使用料合わせて1万3,520円程度、また公園の使用料が1万2,000円程度でございます。

現状といたしまして、一般的な道路占用料の考え方にに基づき、周辺地価を踏まえ、その土地の賃貸を想定した額を徴収しておりますが、屋台は付近の飲食店等と比較して負担が低いのではないかという意見がございます。

これについて、カラーの25ページをごらんください。現在、一般的な道路の占用料や公園の使用料などの考え方にに基づき一定額を徴収しておりますが、屋台は付近の飲食店と比較して負担が低いという意見がありまして、今後さらなる負担を求めるべきか、もしそうであればどのようなことを考慮すべきかということが論点として考えられます。

26ページをごらんください。占用料等の額でございますけれども、屋台営業を道路や公園で行うに当たっては、法令等に基づき以下の負担が必要となります。また、所得税等の税金や光熱水費は通常どおり支払う必要があります。また、所得税等の税金や光熱水費は通常どおり支払う必要があります。また、屋台独特の負担としては、営業場所に屋台を持ってくる料金だったり、屋台そのものの駐車費用などが必要となります。

この黄色いところが市として定めているものでございます。まず道路は2種類ございまして、道路占用料と道路の使用料。占用料は、市道は平米単価700円に対して8平米でございまして、5,600円。また国道も同じような考え方にに基づき、1万2,320円でございます。また道路使用に当たっての手数料として、2カ月に1回、2,400円が必要になりますが、便宜的に月額として換算すると1,200円が必要となります。道路使用に当たって必要な料金は、この占用料と使用料の合計額となります。また公園の使用料は1日当たり600円で20日営業と便宜的に設定しておりまして、1万2,000円と定められております。

27ページをごらんください。現在の占用料の考え方でございますけれども、先ほど申し上げたように、固定資産評価額の商業地平均に占用面積8平米を掛けまして、その地域の土地の賃料を考慮した使用料率を掛けて算出しています。そのため、一般的な道路上を貸すとしたら幾らかということをお前提として試算して、5,600円となっております。

以下、あくまで参考ではございますけれども、近隣の平均募集賃料などで試算を行っております。例えば、福岡市や天神、博多などの地域の平均募集賃料、この記載は坪単価になりますけれども、8平米で試算を行いますと、おおむね2万円程度という結果が出ております。ただ、これらには建物そのものの賃料額も含まれていることに留意が必要です。屋台自体の平均面積が8平米で、2坪ちょっとでございまして、平均賃料から試算を行うとこの程度の額になります。

参考2でございます。現在、商業地区の平均で22万2,224円ということで算出して

おりますが、商業地区も高度商業地区や普通商業地区などに分かれておりますので、その場所に応じた平均道路価格から算出いたしますと、例えば渡辺通りのあたりなどは4万円程度、須崎や冷泉などは4,300円程度と、高くなる場所、低くなる場所がございます。

またA3のほうにお戻りください。2枚目、「屋台営業の適正化」の上から二つ目の欄、「優良屋台店制度の創設」をごらんください。当時、優良屋台店制度の創設、またその下の屋台モニター制度の創設ということで、市民の方々による屋台に対する評価をするような制度を創設して、それらを前提として、模範となるような、きちんとルールを遵守している屋台について優良屋台を指定する、優良屋台店制度事業の実施が提言されました。

屋台モニター制度については2カ年実施されましたけれども、その後は廃止をされております。平成13年度から平成14年度に行われております。

また、優良屋台店制度については、実施に向けて調整は行ったものの、どこが行うのかという主体に関する調整がつかず、また屋台モニターを前提と考えていたことから、屋台モニター制度の廃止に伴い、優良屋台店制度については実施に至らなかったところでございます。

それでは、カラーの資料の29ページをごらんください。屋台モニター制度につきましては一定期間行われたものの現在は行われておらず、また優良屋台指定事業については、実施に向けた調整は行われたものの、実施に至らなかったところでございます。

市民の方々が評価をし、ルールを守っているような屋台を指定するような事業というのは適当とも考えられ、今後、このような事業を行うに当たってどのようなことに留意すべきかが論点となります。

それぞれの制度の概要について、30ページをごらんください。ここに記載されているとおりでございます。公募や推薦などに基づき、市民の方が屋台の観察、調査などを行い、報告書を提出することになっております。また、この活用としては、そのような地域的な問題や違反行為等があれば実態を把握して必要な措置を講じる、また優良屋台指定の際の参考とするなどの活用の方法を考えられております。

その報告の内容について、別添の「平成14年度福岡市屋台モニター報告会」という資料をごらんください。こちらが平成13年度の結果に基づき、平成14年度に報告会が行われた結果でございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。料金表の表示がされているか、営業時間、また屋台の規格や周辺の清掃の項目について、それぞれ市民の方が、適正

か、それとも不適正か、問題ありかという報告書を提出しまして、それをまとめた結果がここに記載されています。

3ページをごらんいただきますと、その際に、料金表の表示や営業時間、規格、清掃等についてどのような指摘があったか、それぞれの市民の方々のご意見が書かれております。

4ページの2、3、4については、ある程度今後の話ということで、事務的な話がなされたようでございますけれども、具体的な報告のイメージとしては、ここの2ページ目、3ページ目をごらんいただいたようなことを屋台モニター制度を実施してまいりました。

続きまして31ページをごらんください。優良屋台指定事業は、屋台指導要綱を遵守し、適正かつ良好な屋台営業に努めている、他の模範となるべき屋台を優良店に指定することにより、市民や観光客がだれでも気軽に安心して屋台を利用できるようにするという趣旨のもと、料金の明示、営業時間、規格等の指導要綱を遵守していることを基準といたしまして、関係機関等が審査の上、優良屋台を指定するという事業を想定しておりました。

これにつきまして、屋台モニター制度は2カ年実施されたものの、継続的には実施されず、また優良屋台の指定について、その主体が調整がつかなかったこと、また屋台モニター制度が廃止されてしまったことに伴いまして、優良指定事業は行われませんでした。

それでは、A3の資料にお戻りください。2枚目、「4 屋台営業の適正化」の上から4番目、「講習会の開催」というところをごらんください。報告書の内容といたしまして、モラル向上のための講習会の義務づけが提言されまして、それを受けて行政として講習会を開催しております。おおむね2月上旬に実施してございまして、休業中の屋台以外は全屋台が出席している講習会となっております。

現状といたしましては、講習会は定期的には実施しておりますが、一方で屋台営業主を対象としていることから、従業員に対して十分な周知ができていないのではないかとということも課題としては考えられるところでございます。

続いて、「5 関係機関等との調整、連携強化等」のところをごらんください。道路上の屋台の取り扱いについて、福岡市が管理する道路上の屋台との取り扱いが不平等にならないように国との調整に努めるという提言がなされてございまして、特に占用料について、現在一般的な考え方に基きまして、市道では市の条例、国道では内閣が制定している政令に基いて徴収をしており、市道と国道では占用料の額が異なるという現状がございまして、一般的な考え方に基いて異なっているという状況でございまして、その調整に当たっては、屋台に限って市の占用料を国の占用料と合わせるという考え方が必要になるかと思

います。

また、その下、「県警等関係機関との連携強化」をごらんください。ここで福岡市屋台問題連絡協議会を設置する旨の提言がなされておりまして、県警等との連携に当たっては、現在年4回程度の国や警察などとの合同指導を実施したり、また平成23年度より屋台営業者に道路占用許可・公園使用許可を行う際に、暴力団やその関係者でないことについて県警に確認をしているなどの連携を行っています。

現状といたしまして、現在総合的な会議は設置しておりませんが、関係部局及び国、警察との連携に努めています。

最後にもう一枚おめくりいただきまして、3枚目をごらんください。移動飲食組合の役割強化等ということで、屋台組合の役割強化や密接な連携の確保に努めるとの提言がなされております。

これにつきまして、屋台組合のほうでも指導や啓発をしていただいたり、また屋台110番の設置をしていただくなどに取り組んでいただいておりますけれども、屋台組合が指導等に当たっても、必ずしも十分機能しているわけではないという現状がございます。課題といたしましては、組合の体制にも限界がある、また組合は強制力を持たないことから、指導の効果が十分発揮できないとの課題が考えられます。

続いて、「6 総合的な屋台対策の推進」をごらんください。ここでは行政が一体となった屋台問題対策の推進を図る旨の提言がなされておりまして、取り組みといたしましては、総合的かつ横断的な規定である屋台指導要綱を制定して取り組んでおります。しかし現状といたしまして、現在屋台に対して各部局がそれぞれ所管の範囲で取り組んでおり、市全体としての総合的な取り組みが必ずしも十分ではないのではないか、また屋台の効用を生かしながら、屋台と地域のよりよい関係構築に向けた施策を行っていく必要があるのではないかという課題認識を持っております。

以上で、屋台営業者向けアンケート、またこれまでの行政の取り組みについて、事務局からのご説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

**【鳥越会長】** はい、ありがとうございました。

まあ、私もこれを見るのは初めてですけれども、平成13年、14年ごろには、かなり一生懸命に指導要領をつくって、屋台の問題を何とかしようという努力がされたようではありますが、その後の実施を見ると完全に行われていません。今のご報告を見ると、幾つか問題点があるように思えます。

臼井さん、どうですかね。あなたが全部チェックをしてみて、主にこれとこれとこれが特に問題かな、これからこの会である程度きちんと討議をしていったほうがいいかと思うところは、どの辺ですか。屋台の再配置未完了が30軒ありますから、これはやらなければいけないということはすぐわかるんですけども、あとはやれているものもあるし、やれていないものもある。今ばあっと報告してもらったんで、ちょっと頭の中で整理がつかないんですけども、幾つかピックアップして、これとこれとこれというふうな指摘をしていただくとありがたいんですけども、どうでしょう。

【事務局（臼井）】 どれもそれぞれ課題を抱えているところでございまして、なかなかどこがという仕分けは難しいところがございますけれども、ただ、今会長からご指摘いただいたとおり、屋台の再配置については未完了の部分、また基本ルールの確立については、前回研究会も含めいろいろなご指摘をいただいているところでございまして、このあたりについても検討が必要だとは思っております。また、先ほどご説明いたしました屋台の関連設備である上下水道やトイレの部分であったり、屋台の負担について、ご意見が上げられています。あとは優良屋台店制度、屋台モニター制度なども……。

【鳥越会長】 モニター制度なんかは、実際はほとんど有名無実で、行われていないということですよ。

【事務局（臼井）】 はい、最初の2年度のみが行われています。

【鳥越会長】 最近は全然行われていないということですね。

【事務局（臼井）】 そういうところでございます。一方で、講習会の開催であったり県警との連携強化は、連携についてはある程度行われています。

【鳥越会長】 はい、わかりました。

それでは、今のご報告に基づいて皆さん方からご意見をいただいて、A3のこの報告書の右側に「研究会意見（今後の方向性）」という空欄がありますので、ここを埋めていくような気持ちで皆さんからご意見を出していただいて、検証の結果、こういう問題点が残っているけれども、今後こういうふうにしたらいんじゃないかという前向きのご提案をいただければありがたいと思います。そういうご意見を出していただくのが、今日の会の目的だろうと思います。

今の報告についての質問などがございましたら、それも含めて委員の方からご発言を願いたいと思います。佐藤さん。

【佐藤委員】 佐藤です。今の報告の中で、まず屋台を存続させるためには市民に親し

まれるということが必須の条件だと思いますが、その構成員の一人として、障害者の問題が取り上げられています。今の11ページの報告によりますと、歩道が2メートル以上、それから道路が5メートル以上ある場合に許可されるということです。点字ブロックとの関係で0.6メートルの幅を有するということですが、これは右で白杖を持つ人と左で白杖を持つ人がいますので、現実的ではない数値だと思います。

計算上でいくと5メートル、2.5メートルを削除し、中央に点字ブロックを配置すると、1.25メートルの余裕ができるはずなんですが、それが確保されていないということは、おそらく道路管理者等との協議がしっかりとできていないということではないかと思うんです。車道側に屋台を設置する、あるいは民地側に屋台を設置するということと含めて、視覚障害者用ブロックの配置の仕方をしっかりと連携して指導していくことが必要ではないかと考えます。

【鳥越会長】 それはどこを見ればわかるんですか。

【佐藤委員】 11ページですね。

【鳥越会長】 ああ、これですね、カラーのやつですね。

【佐藤委員】 これはおそらく行政のほうで解決できる問題だろうと思います。

【鳥越会長】 有効幅員2メートル以上、視覚障害者用ブロックから0.6メートル以上確保というのが……。

【佐藤委員】 まず数値が不適切だということと、それからもう一つは、行政で点字ブロックの配置の仕方をしっかりとお互いに考えておく必要があるのではないかということです。

【鳥越会長】 現実にはできていないということですね。

【佐藤委員】 はい。

【鳥越会長】 これは臼井さん、どうですかね。

【事務局（臼井）】 前回調査を行った時点においては、かなりの屋台で0.6メートルが守られています。前提としては守られているかどうかということで調査をしておりますので、その0.6メートルそのものについての課題についてはご議論をいただければと思います。

【鳥越会長】 完全に確保されているかどうかことについては、すべてについてのチェックはできていないということですね。

【事務局（臼井）】 現在は0.6メートルの基準でやっています。

【鳥越会長】 やっているはずだと。

【事務局（臼井）】 はい。

【鳥越会長】 わかりました。では臼井さん、今後の課題として、右の空欄のところにその話は一応入れておいてください。佐藤委員からそういうことが指摘されました。

【佐藤委員】 もう一点あります。市民のモニター制度の問題で、29ページとモニター報告会の3ページに絡むんですが、市民が中心となってこういう制度をつくっているということ自体は評価できるんですが、実権がないところに問題があります。今後はこの制度をさらに発展させて、それ自体が実権を持つ制度にしないといけないのではないか。警告、停止あるいは廃止という第三者の監視組織が要るのではないかと思います。

それから、29ページを見ていますと、モニターは、外観についての検討はしていても、利用上の問題についてのチェックをしていないので、この辺は屋台の問題点として幾つか指摘されています。

【鳥越会長】 何の問題ですか。

【佐藤委員】 カラーのほうの29ページですね。屋台モニター制度に関する問題です。

【鳥越会長】 外観だけではなくて、何の問題について？

【佐藤委員】 外観だけではなくて、利用上の問題について。利用者の問題ですね。利用しているときの問題です。

【鳥越会長】 利用者のマナーとか、そういうことですか。

【佐藤委員】 はい、そうです。

【鳥越会長】 なるほど。それがきちんとチェックされていないと。

【佐藤委員】 はい。屋台の運用の問題もそうです。

【鳥越会長】 利用の仕方の問題ですね。

【佐藤委員】 それと、実権がないということ。モニターをしているだけで、優良屋台を表彰するという制度なんですが、これは利用上の問題をチェックする制度ではないので、そこに問題があるということです。

【鳥越会長】 実権といっても、しかしこれはどうですかね。

【佐藤委員】 ですから、市民が中心となるこういうやり方について疑問があるということですね。しっかり行政と一体となった監視制度にしなければいけないのではないかと思います。

【鳥越会長】 ご意見の実権という意味は、何らかの強制力、つまり指摘をするだけでなく、ここに問題があったら、例えば取りやめさせるとかいうところまで踏み込まないと意味がないということですね。わかりました。ただ、これは法的な根拠とかが問題になってきますよね。こういう根拠に基づいて取りやめさせるとかいうことは、条例なり法令なりということがおそらく必要になりますね。

【佐藤委員】 制度上はあるんですが、それが一度も行使されたことがないという記述があって、制度上は運用できる基準があるということです。

【鳥越会長】 なるほど。それをもうちょっと使って、きちんとやったほうがいいということですね。わかりました。

ほかに。松汐さん、どうぞ。

【松汐委員】 さっき委員長がおっしゃいましたように、A3の資料で、福岡市がここまでの報告と行政の取り組み、現状の問題点、実施内容、これをきちんと分けられて、私どもも非常に理解しやすくなりました。この問題点を一つずつ順番に皆さんでお話しされたほうがよくないでしょうか。あちこち飛びますと論点が皆さんわからなくなりますので、それをひとつお願いしたいなと思っております。

【鳥越会長】 そうですね。今日はあと1時間ちょっとあるんですが、もしよろしければ、この項目を一からお話ししていきたいと思います。濃淡はいろいろあると思いますし、時間内にやれるかどうかわかりませんが、松汐さんのご提案は私もそのとおりでと思います。

とりあえず最初に大ざっぱに、一番の問題点はどこかということをお聞きしたかったので、臼井さんに聞いたんですけれども、いかがですか。皆さん、順番にやっていって、一つずつ、今後どういうふうにしたらいいかという話をしていってよろしいですか。

〔「異議なし」との発言あり〕

【鳥越会長】 では、そういう進め方をさせていただきます。

では、まず屋台の再配置の問題ですね。このA3の3枚の紙を出してください。これの「1 屋台の再配置」について、これまでは66軒を対象にして再配置を実施しようとしたけれども、ここに書いてあるとおり、未完了が30軒と。その他には小規模移転、移転、工事、それから廃業をも含めて、その後、「未実施の項目とその課題等」という形で書いてあります。まず1の再配置の問題についてご意見のある方、どうぞ。

【福山委員】 今日のカラー刷りの資料の7ページ、「利用者に関する情報」というので、

主に利用されている方、これは業者のほうの情報ですけども、観光客とサラリーマンが多いんですね。観光客30.1%、それからサラリーマンが44.6%、合わせて75%という説明が事務局からありました。再配置の問題については住民の問題とかいろいろ難しいということであれば、この観光客、サラリーマンに焦点を絞り込んだ再配置を検討したほうがいいのではないかと思うんです。

と申しますのは、一番マナーが悪いとか、違反が多かったのは長浜地区ですね。サラリーマンが集積しているかということ、確かに市場の方もいらっしゃいますが、サラリーマン、観光客といえば天神と中洲です。このあたりに中心を置いて議論を進めたほうがいいのではないかと。松汐委員が言われるように、奈良屋あたりは、サラリーマンが集積しているでもない、それから観光客がたくさん行くでもないというところでもありますので。

【鳥越会長】　　ということは、サラリーマンのほうが対応が悪いということですか。

【福山委員】　　いえ、じゃなくて、再配置する場合に、重点的に絞り込んだほうがいいのではないかと。なかなか住民の反対もあって再配置がしにくいということで、現在まで来ているわけですね。とすれば、何らかの解決策を考えなければいけない。

【鳥越会長】　　ということは、住宅地からサラリーマンや観光客が比較的に利用できる場所に再配置の場所を求めたほうがいいのではないかと。ということですね。

【福山委員】　　そうです。住民の反対があるということで、まあどこでもあるでしょうけれども、ただ、やっぱり利用されている人が観光客で、私が皆さんの意見を聞いても、観光で非常に楽しみにしてある方もいるわけですね。とすれば、観光客とかサラリーマンの方がちょっと寄りやすい場所に集積する。

【鳥越会長】　　でも実際のお客さんというのはどうなんですかね。私はどっちかという観光客で来るわけで、今回初めて知ったんですけども、須崎地区とか、あんまり行ったことがないんですよ。これはだれが行くんだろうか。観光客はあまり行かないんじゃないですかね。そうすると、地元の若者とかサラリーマンとかが常連客として利用することになるんでしょうけれども。

【福山委員】　　その点については、これは必ずしも当たっているかどうかわかりませんが、地元の方とかサラリーマンの方は、今大変、飲食関係のお店については、安くておいしいところの情報を皆さん持っていらっしゃいます。しかもインターネットにも情報があるわけですね。

【鳥越会長】　　もちろん、そうでしょう。

【福山委員】 だから、地元の方がわざわざ屋台に行く傾向は、最近は少なくなっているわけです。今回、屋台を考えるに当たっては、観光、それからサラリーマンの方の通過点といったことで利用したいという意見が非常に多かったんです。そういうことからすれば、移動先、再配置先を絞り込んだほうがいいのではないかと。あれから10年たってまだこれだけのものが残っているわけです。ということは、やっぱりいろいろやれなかった状況があると思います。とすれば、そういうところに絞り込んで話を進めたほうが、再配置しやすいのではないかと思います。

【鳥越会長】 それは具体的に言うとどの地域ですか。

【福山委員】 天神と中洲ですね。

【鳥越会長】 天神と中洲に配置するということですね。

【福山委員】 配置するとすればですね。

【鳥越会長】 撤去するとすればどういふところですか。

【福山委員】 撤去ですか。

【鳥越会長】 はい。再配置ということは結局、撤去して持っていくわけですから。ただ、強制的にやるのはなかなか難しいと思う。

【福山委員】 これは皆さん、業者の方の問題もいろいろございますので、簡単にはいえないと思います。ただ基本的な方向としては、今、屋台が福岡市に必要であるということとすれば、それは何で必要なのか、どういう方が利用するのか、そういうことに照準を合わせて配置をすべきではないかという提言です。

【鳥越会長】 天神、中洲には観光客もいっぱい来るだろうし、オーケーだということですね。では、住宅と非常に密接しているところはいろいろと問題が多いので再配置したほうがいいということになります。具体的にどこなのかということを知りたいんですけども。

【松汐委員】 よろしいですか。今、福山さんがおっしゃったように、私どもはほんとうにそういう地域の当事者でございます。13年前に再配置について福岡市さんとお話したところ、「3年で再配置をします」とおっしゃったんですが、できなかった。その原因は、まさにその屋台が生活圏にあるから、我々のお客さんはそこに来るんだと。再配置先に行くと、今後、果たして今の地点よりもお客さんが来てくれるかどうかわからないと。今、福山さんがおっしゃったように、観光目的に切りかえて、例えばそういう集合地にどうですかという提案を行政はなされるべきだし、だめだということではなくて、そういう

ふうにお互いにきちんと会話ができただろうかというのではないかと思います。

【鳥越会長】 具体的に、できたら移したほうがいいという対象になるのは、ここに出ている須崎、冷泉、長浜の三つですか。

【松汐委員】 基本的には、道路、歩道が全くもって通行できないという状況で、もともと基準外の設置場所なんですよ。それを原点にするといろいろな問題が出てきます。それをクリアした再配置ということを考えますと、存続していきたいとおっしゃる屋台の方に対して、観光目的に切りかえられたらどうですかという提案しかありません。

我々の地域は、おっしゃるように地域住民のサラリーマンと、夜に中洲からお勤めの帰りの方がお見えになるというのが昔からの営業形態なんです。そういうことで、きちんとやっていたら屋台の方もいらっしゃいます。でも、代がかわったり、新規の方にはなかなかそこが伝わっていない部分があるので、今いろいろな問題が起きています。再配置ということであれば、基本的な行政の提案、例えばこういう場所で、観光客目的にしたらどうですかという提案も必要ではないでしょうか。これからそういう話が出てくればいいかなと思います。

【鳥越会長】 わかりました。では一応、この紙に書いてある、長浜地区15軒、須崎地区7軒、冷泉地区7軒が対象になると考えていいわけですね。これについては、業者の方はどうですか。はい、どうぞ。

【安野委員】 今言ったように、冷泉地区、それから須崎は、ただ幅がないということだけなんですよ。そういう関係で再配置の基準になっていると思うんですよ。冷泉地区は今1メートルちょっとあるんですけども、特に須崎なんかはほとんど幅がないわけですよ。

【鳥越会長】 道路いっぱいになって。

【安野委員】 はい、歩道いっぱいなんです。それでそのために、最初の再配置の話し合いがあったときには、須崎の屋台を引っ込めるために河川敷を利用されたらいいんじゃないかという話もあったわけなんです。その話が途切れてしまって、須崎と冷泉地区が問題になっているんですけどね。

【鳥越会長】 それは道路の問題ということですね。

【安野委員】 歩道の幅の問題です。

【鳥越会長】 幅の問題が解決していない。

【安野委員】 市としては、車いすが2台通れる幅じゃないとだめだということで規制

されているわけです。須崎地区はほとんどないと思うんですけども、冷泉地区は1台は通れるわけです。

【鳥越会長】 なるほど。そうすると、実際には歩道の幅をある程度確保できないと難しいということですよ。

【安野委員】 そういうことになると思うんですけどね。

【松汐委員】 よろしいですか。今の話、私は当事者なんですけど、住民の方に集まっていただいて、市の方からご説明を受けました。ただ住民としては、今まで営業状態で困っているのに、屋台のために河川ののりを広げて常置をされると、生活環境がまた継続して悪くなるということで反対論が非常に多くて、そこで頓挫しています。また単純に道路幅を広げればいいのかという話ではなくて、その道路というのは地域に対してどういう問題があるのかということを含めて考えないといけません。屋台のために道路を広げればいいのかという発想は、十何年前議論したんです。さっき申しましたように、せっかくこういう委員会がありますので、もう少し大きな取り組みとして、市が観光として存続されるなら、そういう方向性でお願いできたらなという意見です。

【鳥越会長】 だから、私の聞くと、住民の側は、道路の幅の問題じゃない、要するに屋台があること自体が嫌なんだと。観光の目的だったらきちんと観光目的のところに行ってくれというご意見のように聞こえましたがけれども、松汐さん、それでいいですか。ストレートに言うとそうじゃないですか。

【西川委員】 一ついいですか。フォローします。

今、道を広げてくれということですけども、博多川で水が出たときに、だれが責任を持つんですかと。川を狭めることはできないんですよ。道路幅を広げて、そこに屋台を置くと。私たちは花植えをしていますけれども、何かのときにはだれが責任をとるんですか。今よく大水が出ていますね。ここは博多川と那珂川に面しています。

そして、22ページにトイレがございましてけれども、須崎から昭和通りを通過して、わざわざ公衆トイレに行きますか。酔っぱらって、あそこにトイレがありますよと。皆さん全部、近所でされます。そして、その清掃は地域の方がされています。ですから、トイレ問題、それから河川の問題、大変難しいと思います。そして対象となる66軒のうち30軒が未完了で、自分は動きたくないということで未完了ではないかと思っています。

以上です。

【鳥越会長】 これは須崎と冷泉ですか。

【西川委員】 トイレの位置の問題です。

【鳥越会長】 いや、場所として。

【西川委員】 私がよく見るのは、須崎地区です。博多川のところにありますよね。前にルーテル教会がございます。大体、ルーテル教会でよく皆さんはされるそうです。

今、このように屋台問題がいろいろあって、新聞にも載っています。また、前回「指導しております」とおっしゃっていましたが、今、だれも守っていらっしやいません。少し変わったかなという場所もありますけれども、3時から皆さん用意されてあります。ですから、どんなに指導要綱ができて、指導されても、それが果たして実行されているかということをお尋ねしたいし、きちんと法律的に動けるのかということをお聞きしたいです。

もう一つよろしいでしょうか。今日、専門の検査の方が来ていらっしやいませんよね。私どものお店は、大変厳しい検査があるんですよ。屋台の場合どういうふうな検査をされているか、私はここでほんとうはお聞きしたかったと思います。普通の飲食店の検査というのは厳しいんですよ。それを屋台はどういうふうにされているのかということをお尋ねしたかったです。

【鳥越会長】 それは食品衛生上の問題ですね。

【西川委員】 そうです。

【福山委員】 再配置の問題からちょっとずれかけているようではありますが、再配置について私の意見を申し上げます。私はこれまで観光という目的で考えたとき、博多に何かあるかと。残っているものとして、全国的に屋台というのは珍しいし、しかも博多というのはアジアのゲートウエー、玄関口です。東南アジアをはじめたくさんの方が来られます。アジアには屋台があります。そういう意味で、何かアジアと共通するものが博多にあってもいいじゃないかという意見が、ある程度支配的なんですね。

とすれば、これはあくまでも私の感想ですけれども、今まちづくりの中心は博多駅、天神、それからベイサイドなんですね。屋台を写真に撮った際のロケーションということも考えれば、私としては博多駅、中洲、天神、そしてベイサイドあたりですね。ベイサイドには今ありませんけれども、もし再配置をするとすれば、あのあたりに集積する案がベターではないか。ベイサイド地区はいろいろな国際施設なんかがたくさんあるんですが、現在は寂しいんですよ。これが活性化するんです。しかも今、100円バスは天神・博多間しかありません。これをベイサイドから博多、天神、三角形での100円バス、シャトルバスを運行することによって、人の流れも変わります。船で来られる方も、「ああ、ここが

屋台か」ということで、何かしら観光客にアピールすることも考えながら場所を選んではどうだろうかと思ひます。

以上です。

【鳥越会長】 もう一回言ってください。博多駅周辺……。

【福山委員】 博多、天神、それからベイサイド。その中心に中洲があるんですね。ベイサイドは博多港です。釜山に立つビートルも1日何回か出ていますし、観光客がかなり行っています。

【鳥越会長】 ああ、そうですか。

【福山委員】 ベイサイドは現在、海鮮市場とか水上バスを入れたり、何やかや一生懸命、福岡市としても力を入れているんですが、なかなかいま一步というか。

【鳥越会長】 福山さんのご意見は、積極的に観光目的のためにもっと集結させて再配置という。仕方なく再配置するというんじゃなくて、積極的に観光目的のために打って出て、もっとやったほうがいいんじゃないかという前向きな意見と受け取ってよろしいですか。

【福山委員】 そうです。

【鳥越会長】 それは臼井さんのほうでも、今後の問題として一応受け取ってください。

【澤野委員】 長浜の組合長です。今、日本の方がほとんど知ってある長浜ラーメンの発祥地なんですよね。その長浜を中洲に持っていくという意見ですけれども、逆に静かな長浜のほうにみんな集まっていたらいいんじゃないですか。

【鳥越会長】 長浜にね。

【澤野委員】 はい。長浜のほうはまだ中洲地区より土地があると思います。

【鳥越会長】 長浜は私は知らないんですけれども、そういう屋台が来て受け入れるだけの土地、道路、トイレ、衛生上の問題等々の条件は備えているんですか。

【澤野委員】 今のところは道路の幅が狭くて、再配置の対象です。

【鳥越会長】 ということは、地理的には非常に不利な条件ですね。屋台がどんどん移ってきたら困っちゃうでしょう。

【澤野委員】 いや、それはどうか……。昔はそういう構想があったとは聞いております。岩田屋かな、あそこら辺の屋台が移って、戻ろうとしたら場所がないとかあったそうで、じゃあ、長浜あたりに一手に集めたらどうかという話が昔、市のほうであったようなことを聞いております。

【鳥越会長】 屋台といえば長浜というのは、当然、東京なんかに住んでいる人間も結びつくんですよ。でもお聞きをすると、長浜は、屋台が今後存続していくための道路の幅員やトイレの問題などの条件面でかなり厳しい、だから、もっと条件のいいところに再配置して長浜というふうにはたわないと、今のところでは難しいのではないかという意見もあるようなんですね。それはどうですか。

【澤野委員】 これは今現在いろいろな形で指導しておりますけれども、まだ完全に皆さんに認めてもらえるような状態ではありません。ただ、そういう努力によって……。

【鳥越会長】 可能性はあるということですか。

【澤野委員】 そうです。今のところはトイレもありますし。ただ、今の場所が10センチほど幅員が足りないということで移動ということになっております。候補として近くに大きい道路ができておりまして、そこに移動させていただくということは、最初の条件のところでは私は市と話し合いをしておりますけれども。

【鳥越会長】 ということは、今の長浜から、ちょっと条件のいい長浜に移るということはオーケーであると。

【澤野委員】 はい。市の方とは再配置の問題については、今、海のほうに縦に並んでいるのを市場の正門のほうに横にということでした。今、大きくできておりますから。

【鳥越会長】 なるほど。それはほかの屋台の皆さんもおおむね受け入れられる話ですか。

【澤野委員】 みんなが集まることですか。

【鳥越会長】 ええ、そっちのほうへ移ることに対して。

【澤野委員】 はい。昔は、これならみんないいだろうと、笑い話の中でしておりました。結局、強制的にやめないかんところがあったんですね。

【鳥越会長】 わかりました。では長浜は再配置、移転は可能であるということですね。

【事務局（臼井）】 済みません、事務局から一言。長浜地区につきましては、もともと66軒の再配置の対象屋台としてございまして、現在の状況といたしましては、近隣の供用開始予定の歩道への再配置を検討しておりまして、今後その近隣や市場も含めて調整をしていくという状況になっております。

【鳥越会長】 ということは、進めようとしているということですね。

【事務局（臼井）】 はい、検討しているという状況でございます。

【鳥越会長】 でも、せっかくですから、この計画の中での一つのポイントとして、長

浜は移すことができるということですよ。

今、松汐さんなんかと業界とがうまく話が折り合うかどうかわからないところは須崎のあたりですか。この辺はそう簡単には握手できないですね。

【安野委員】 よろしいですか。再配置につきまして一番問題になっているのは須崎地区なんですよ。だから、もう少し行政の方にも入っていただいて、まず須崎地区をどうするかを考えたほうがいいんじゃないかと思いますね。例えば、冷泉については、ただ歩道上というか、屋台と通行する道路がちょっと狭いということだけであって、民家からも大分離れておりますし、そう苦情は出ていないんですよ。だから一番の問題は須崎地区であって、ここをどうするかという問題が先決ではないかと思うんですね。

【鳥越会長】 なるほど。須崎は何軒ありますか。

【安野委員】 現在5台です。

【松汐委員】 5台です。7軒ありましたが、今年の春に2軒やめられました。

【鳥越会長】 2軒やめて5台になった。

【松汐委員】 そうです。

【安野委員】 大体7台ありまして、今は長期休業の申請をしているわけですよ。

【鳥越会長】 長期休業って、どういうことですか。やめるということですか。

【安野委員】 いや、やめるんじゃないくて、あれすれば出てこれるんです。

【鳥越会長】 なるほど。権利は持っておくということですね。

【安野委員】 ええ。許可だけは持っているわけなんですよ。

【鳥越会長】 例えばご本人が体が悪いとか、そういうことですか。

【安野委員】 はい、そういうことです。

【鳥越会長】 ああ、なるほどね。では、潜在的には7台ということですね。

【安野委員】 そうですね。潜在的には7台です。

【鳥越会長】 現在営業中は5台ということですね。

【安野委員】 はい。

【鳥越会長】 安野委員のご意見では、再配置を考えるなら、須崎を集中的に考えてくれという。これはおそらく松汐さんと意見が一致するわけだね。

【松汐委員】 ただ、先ほど申しましたように、相手あつてのことですから、我々が一方的に再配置をとということではなくて、住民としては行政を踏まえて、いい形でお互いがという。

【鳥越会長】 当然この研究会で考えて、最終的には報告書という形で市長に報告をすることになります。そこでの話はできるだけ具体的に市長に上げたほうがいいと思うんですね。したがって、例えば今おっしゃったように、須崎地区の今の5台、潜在的な7台については、全体の中でも真っ先に再配置の問題を解決して、ほかの問題に移っていくという。最初にやるべきところではないかというのは、業界の中からも出ている、もちろん住民からでも出ているということで。臼井さん、そういうふうを受け取ってよろしいですか。

【事務局（臼井）】 再配置につきましては、一応どの地区も課題になっているというのが現状ではございます。

【鳥越会長】 だからもちろん、全体が課題になっているんだけど、今お話が出ているのは、全部やろうとしてもなかなかやれないから、まずはとりあえず須崎をやったらどうかという意見が出ているわけですよ。

【事務局（臼井）】 一応、すべてのところが再配置対象になっておりますので、結論としては、長浜地区も今後調整が必要となってまいりますし、須崎、冷泉についても現在未定ということで、それぞれ……。

【鳥越会長】 いやいや、だから、福岡市の事務局にそれだけ能力があって、全部やれるならそれにこしたことはない。だけど、これまでやってこられなかったのに、急にこれから全部そんなにやれないだろうと。だから、とりあえず須崎をやってから、ちょっとずつ伸ばしていくという漸進的なやり方で、少しずつ前進というほうがいいのではないかといい感じで、私は安野さんからの意見を受け取りました。おそらく住民側の松汐さんの意見もそうだろうと思うので、そういうふうを受け取ったらどうですかという話です。

【中原委員】 いいですか。今、再配置の計画の話が出ておりますけれども、第1回的时候会に述べたと思いますが、屋台というのは、道路で営業する性格上、どうしても非常に問題が生じると思います。その問題は何かということ、住宅地に近いところ、それから商業地区、それと歓楽街と、大きく分けて三つ、条件が全く違うのではなかろうかと思っております。これは第1回的时候会に私は述べました。

今度、福岡市として屋台の支援を考えてるのであれば、その条例基準をきちんとされて再配置をされればどうかとは思いますが。このカラーの6ページ、「あと何年営業する予定か」というアンケートのところで、6割以上が10年以内に営業をやめる予定となっております。1代限りの状況かどうかにつきましては、その下の後継者のあるなしのところで、50%は後継者がいるにもかかわらず、6割以上の方が10年以内に営業をやめる

と。この背景は何だろうかと思はいます。戦後ずっと屋台から身を起こされていろいろなところで営業されて、努力しながら店を構えられた方を私もたくさん存じ上げておりますし、そういった形に持っていかれるのかなというところも検証していただきたいと思っております。

再配置計画については、先ほど意見が出ておりましたように、観光資源の一つとして屋台をどうしても福岡に残したいということであれば、もっともっと条例をきちんとつくって、その条例の基準に、準則に沿った整備していかなければどうかと思っております。

以上です。

【鳥越会長】 福山さんのご意見と大体同じだと思います。

どうぞ。

【世良委員】 今の中原委員のお話と関連するわけなんですけれども、先ほど、再配置の際には須崎地区を重点的に検討しなければならないのではないかという話題が会長からも出ておりました。この研究会の趣旨を考えました場合に、再配置の問題だけでなく、ルールの確立の問題も関係します。ルールについても検討しなければならないとなりますと、もちろん須崎地区に対するフォロー、目配りを忘れない視点は大事ですけれども、全体的なルールをつくるという視点も忘れてはならないと思いますので、臼井課長が言われたように、全部について問題点はあるんだということもあわせて考えなければならぬと思います。

【鳥越会長】 ちょっとあなたね、今の議題の進め方についてきちんと理解してないね。私は言ったでしょう。今皆さんから言われたとおりに、一つずつやってみようということから1番からやっているんですよ。1番は再配置の問題なんです。だから今は再配置だけの話をしている、その後にルールの問題とかいろいろ出てくるので、それはそのときに言っていただければいいわけで、何もやらないと言っているわけじゃない。いいですか。

【世良委員】 はい、わかりました。

【鳥越会長】 だから、先走ってもらおうと困る。今はあくまでも1番にある屋台の再配置に限ってお話をしています。もちろん、あなたのご意見もわかりますので、言っていたら。

【世良委員】 わかりました。もうちょっと議題が進んでから申し上げるようにいたします。

【鳥越会長】 そうしてください。

ほかにありますか。ニックさん。

【サーズ委員】 再配置関係なんですけれども、一般道路以外を使うことは考えていないんですか。といいますのは、シンガポールとかバンコク等のほかのアジアの町だったら、道路以外の空き地とかでやってますよね。さっきベイサイドの話もあつたんですけれども、そういう場をつくって、観光客がわかりやすく行きやすい、設備をきちんと入れたところで、将来、屋台をしてもいいんじゃないかと思うんです。もちろん、今の中洲の川沿いや一般道路沿いに屋台も美しいというか、ロマンティックできれいなんですけれども、でも設備が足りない等いろいろ問題があるのであれば道路以外に集約する。

もしくは両方ですね。例えば、既に外国人の中でも、長浜といえば屋台の観光地です。鮮魚市場もあって、鮮魚市場は市が関係あると思うんですけれども、何かそのスペースを借りて手を入れて、きちんとプロデュースした屋台村とか屋台エリアをつくることもあり得るんじゃないかなと思います。

【鳥越会長】 なるほどね。そういう考え方も当然出てくるとは思いますが、ただ、私の理解だと、この屋台というのはおそらく自然発生的にどんどんできてきたわけですね。屋台があつて何となくいい環境、例えば川のそばとか、比較的働いている人たちが多く住んでいるところに自然にできてきて、その周りに住宅ができてしまったので、住宅との間でいろいろトラブルが起きているという歴史を背負っていると思うんです。そういう問題点について、再配置とかルールを考えなければいけないということになって、この会ができていられるだろうと私は思います。当然、新しい歴史をつくるということになります。

そうですね、タイとか台湾でも屋台がばあつと並んでいるところがありますよね。そういうふうに積極的に行政指導していくというやり方は一つあるとは思いますが、それはご意見として承っておきます。

再配置について、ほかにございますか。はい、どうぞ。

【吉田委員】 再配置の場所ではなくて、私は手続について事務局に質問してから意見を述べたいと思います。行政の方が例えば再配置はこの場所にしてくださいと決めて、周辺住民の方の了解も行政の方がとって、かつ屋台事業主の方もオーケーと言ったら再配置をするというふうになるのでしょうか。行政の方がどこまで役割としておぜん立てをしているのかというのを教えていただきたいんですけれども。

【事務局（後藤）】 道路下水道局路政課の後藤でございます。

再配置計画につきまして今論議が及んでおりますけれども、屋台指導要綱を作成して、

並行して占用許可を与える際に再配置の計画を作成し、今ごらんとおりの結果になっています。

委員ご質問の手順でございますけれども、一応の案をつくりまして、これを屋台事業者側、そして再配置の対象になる地区の方にご提示申し上げまして、同意をいただければことになっております。須崎地区につきましてもそういうことで、当初ご説明したように、河川の改修等ということで地元のほうにご案内したところ、地元から屋台そのものの存在についてのご承認がいただけなくて、そのままの形になっています。再配置等についてもそういうことで、別の場所も検討したんですけれども、移転先についてご了承がいただけないということで、今の形になっております。

【吉田委員】      ありがとうございました。

私の意見は場所の問題ではなくて、屋台事業者さんがどういう関与をしているのかということを知りたいんです。後ほどきちんと屋台の配置のことを言いますけれども、全体的にあるべき姿をいろいろな方が議論して、「守ってください」と言っていて、屋台事業者さんの関与がとても少ないような気がするんですね。

例えば、再配置に関しても、場所を探すのは多少、行政上、道路とかの問題があるかもしれませんが、周辺の住民の理解を屋台事業者さんが自分たちで得るとか、自分たちが行くことについて歓迎してもらえないのであれば何を改善すればいいのかというのをしていない。一生懸命行政の方が意見を聞いて、住民からも嫌だと言われ、屋台事業者さんも動きたくないと言われて、行政の方が板挟みになるということで進んでいないような気がするんですね。場所の問題もあると思うんですけれども。

何もしなければ屋台事業者さんには痛みもないし、じっとしていても営業は続けられるという状況が何となくあるような気がするので、移転するときに、ルールの問題とかはあと思うんですが、事業者さんがもう少し住民の方に説明に行ったり、まあ判こまではもらわないんでしょうけれども、そういうふうにして、自分たちもかかわっていく。共生していくのは事業者さんなので、そういう手続とかやり方について、行政の方だけが推進していくのではなくて、事業者さんがもう少し関与するように手続のやり方を工夫できないかという意見です。具体的に何か条例が要るのかとかいう課題はあると思うんですけれども、意見です。

【鳥越会長】      事業者の代表が3人来られていますけれども、いかがですか。もちろん私も、そういうことは当然出てくると思うんですけれども。

【米倉委員】 天神地区の屋台の組合長です。私は、今ソラリアホテルになっている、昔スポーツセンターのスケート場があったところで、親の代から営業してたんですね。それで、移転屋台改修周辺工事による対応ということで移転させられたんです。市とか行政は、自分たちで場所を見つけなさいと。それで私たちは休んで、1カ月間天神地区を歩いて回って、各方面にお願いしたんですけれども断られまして、それから日銀の前に場所があったので、日銀にお願いして、そこでオーケーをもらって、今現在営業しているんです。だけど、昔の売り上げからしたら随分少ないですね。

【鳥越会長】 普通の場合、プライベートな民間の商売、ビジネスについては、市当局がチェックするとか検査するとかいうことはありますけれども、これをサポートしていくということはある得ないんですね。でも今回の場合は、屋台というのは福岡市の、博多の町の観光の目玉商品であるという認定をして、できるだけ障害を取り除いて残していきたいという市長の希望が前提にある。だから、民間の商売にまで市がタッチをすることになっているわけですね。

もちろん普通の民間の企業の場合、市は全く関係ないですよ。民間の業者が自分で一番いい場所を探し、自分でどうやって営業するかということを考えるわけですね。ただし、今、吉田委員が言われたことはちょっと違うと私が思うのは、この屋台の場合、もともと市がかかわってくる話なんですね。つまり屋台を観光の資源として残していこうという市の意向があるわけですから、民間、つまり屋台関係者だけにぼんと渡して、「あんたたち、きちんとやらないとだめよ」という話ではない。だからこそこういう会ができていますよね。当然、市がかかわって再配置をするについても、単に屋台の業者さんだけが自分で探して歩いてということでは、きつくないだろうなと。それだったら、こういう会をやる必要は全くありませんからね。そういうふうに私は理解しているんですけどね。

【吉田委員】 済みません、私の発言が悪かったです。基本的には鳥越委員長がおっしゃっていることで私も理解はしているんですけども、全部おぜん立てをしなくてもよいのではないかという意見です。部分的にでも……。

【鳥越会長】 それはそうですね。もちろん、市に全部おんぶじゃなくて、屋台の関係者もそれなりに協力して努力をしていただかないといけません。自分たちの問題だから、市が全部やっておぜん立てして、「はい、こっち」ということではきつくないだろうと思います。それは安野さんとか、皆さんご存じですよ。それはわかっていますよね。

【安野委員】 そうですね。

【鳥越会長】 じゃあ、その問題はそういうことで、あと再配置の問題で何か。今日は時間があと30分ないので、6項目全部やり切ることがなかなか難しいんですが、再配置についてまだありますか。はい。

【佐藤委員】 多分、問題があるから再配置をしようということですよ。その問題の解決を図る方法は幾つかあるだろうと思うんですが、例えば冷泉のあたりだと、公園を削るとか、あるいは両面歩道を片面歩道にするとか、幾つかの方法を検討した上で、ダメなら1代限りというルールを適用するべきではないかと考えます。ですから、やるべき努力をしっかりとした上で、いろいろな方向から検討した上で、1代限りというのは一つの猶予の措置なのではないかと思えます。

【鳥越会長】 やるべき努力の余地はまだあるということですね。なるほど。

【西川委員】 今、公園のほうを削るとおっしゃいましたけれども、すごい費用がかかるんですよ。前、天神の大通りを工事するとき、天神地区の人が全部、中央公園に引っ越したんですよ。そのときに全部歩道を改装されました。何千万とかかりました。

簡単に公園を削ると言われますけれども、私たちの税金です。何で私たちの税金を屋台の人たち用に使うのか。例えばうちのお店を改造しますと言ったときに、だれも出してくれません。そしてもう一つ、工事をするときには歩道なんかの補償金というのを出されるんですよ。1日3万円と聞いています。私の家を給排水するとき、だれも払ってくれません。全部税金で屋台さんは守られているということを申し上げたい。簡単に私たちの税金でしてほしくないと思っています。給排水も全部、あれは税金でできております。

【鳥越会長】 まあしかし、それを言い出すと「屋台やめちまえ」という話になっちゃいますからね。そこは、このもともとの出発点が、屋台は博多、福岡市の一つの観光資源として残していきたいということなので。もちろん、ジャブジャブお金をつぎ込めばいいという話ではないんでしょうけれども、それは当然、福岡市全体である程度は負担していかなければいけない問題なんだろうなと私は理解していますけどね。一銭も出すなということではないだろうと。

当然、住民とのバランスという問題はもちろんあります。西川さんがおっしゃるように、一般の住宅とか食堂とかが移転したりするときに市が出すかといったら出しませんね。なのに屋台だけ何で守られるのかというのは、もっともなご意見です。ただ、もともと出発点が、市の観光資源という位置づけをされているために、多少、市としてもサポートしますことになっているので、その金額の多寡がどうかというのは検討の課題に入りますけれ

ども、佐藤さんがおっしゃったように、そういう可能性もあるということです。

今日、結論を出す気はありません。いろいろなアイデアというか、可能性をいろいろと出していただいたほうがいいと思います。最終報告書は7回目ぐらいで出しますので、その時点でどうしても西川さんが「これはだめだ。私はイエスと言えない」というときは、西川委員の名前をきちんと書いて「ノー」という報告書にしますから。

【西川委員】 きちんとしたルールで屋台を残すならば残す、それで、どこに置くかという問題ですよ。

【鳥越会長】 はい、そうです。

【松汐委員】 済みません。今いろいろな意見が出たんですが、多分、再配置については福岡市ももともとプランを持ってあるのではないかという思いがします。ですから、できるだけ結構なんですけど、次回にそのプランも出していただいて、市としては再配置プランをどういうふう考えているかということも知りたいと思います。臼井さん、どんなふうですか。

【事務局（臼井）】 現状といたしましては、本日も報告させていただいた長浜地区、須崎地区、冷泉地区においては、今後調整を検討しているところもございますけれども、基本的には未定というのが現在の状況でございます。

【松汐委員】 例えば、長浜、冷泉、須崎をどのように再配置されるのかという素案で結構なんですけど、そういうものをちょっとお聞きしたいなと。

【鳥越会長】 それは次にやりましょう。ここですぐ市に答えを出せというのも酷なので、今日はとりあえず再配置の問題について皆さんが持っている意見を全部出すだけ出して、答えは次回にしましょう。当然これまで検討はされてきていると思いますけれども、次回に、臼井さん、ある程度こういう腹案がありますよと、それが実現するかどうかは別として、こういう方向で進めたいというのを次回までに研究していただきたいというのが松汐さんのご意見です。私もそれに賛成です。いいですか。

【安野委員】 よろしいですか。この再配置の問題については、最初に市が青写真を持っていたと思うんですよ。それが残っていると思うんですよ。

【鳥越会長】 平成十何年のときですね。

【安野委員】 はい。その当時に青写真ができて、こうしたいということをちょっとお伺いしたこともあるんです。

【鳥越会長】 それができなかったんですね。

【安野委員】 できなかつたんです。

【鳥越会長】 できなかつたにはできなかつたなりの、何か理由がきつとあると思うんですね。

【安野委員】 そうですね。それともう一つ、今、西川さんがおっしゃったようなことではなくて、下水道とか水道を仕切ったのは、行政ではなくて、みんな今やっている営業者が負担してつくっているわけですよ。だから天神あたりも百何十万かかかったのも頭割りして、全部そういうので屋台の営業者が払っているわけなんです。

【鳥越会長】 なるほど。

【西川委員】 済みません。今の中洲地区を給排水しました春吉橋の手前、あれは博多区役所と一緒に見に行っていた記憶がありますけれども。天神地区はそうだったんですか。でも中洲地区、フレームがついていますよね。前あれが全部那珂川に落ちて、真っ黒になったのを区役所の人たちが掃除して、それを給排水しましょうということで博多区がしたというのを私は聞いております。

【安野委員】 その給排水じゃなくて、水道なんかは、今は全部営業者が出しているわけです。

【西川委員】 天神は。

【安野委員】 天神もやけど、中洲の川っぷちですね。

【西川委員】 川っぷちでしょう。

【安野委員】 はい。それは水道を引くにしても、営業者が負担してやっているわけです。

【西川委員】 そうですか。私は前の区長さんから、そんなふうに聞きました。

【副市長（山崎）】 会長、よろしいですか。再配置に関してのこれまでの経緯は、おそらく今ご議論になっておりますように、地域によって状況がかなり違うと思います。今回その点については、過去の話ということで詳しくご説明しておりませんで、その説明も少しさせていただいたほうがいいのかと思います。

あわせて、今回は14ページ、15ページ、この三つの地域が再配置の対象になっているということで、現在の考え方ということで、非常に簡単に今の状況をご説明させていただいているんですが、ここをもう少し詳しくご説明できるようにしまして、その中で市としてこういうことも考えられるのではないかとということまでお示しできれば、次回ご説明をさせていただきたいと思います。

【鳥越会長】 お願いいたします。

【中原委員】 もう一つよろしいですか。手短かに。先ほど私が申しあげましたように、6ページにあります後継者の問題なんですけれども、50%後継者がいるというアンケートにもかかわらず、6割以上の方が10年以内に営業をやめる予定という、この背景について、次回でも結構ですので、お願いできますか。再配置計画、あとルールづくりがきちんとできればこの数字が変わってくるのか。要するに6割以上の方が営業をやめずに、どれだけ残るかという調査をお願いしたいと思っております。

【安野委員】 会長、よろしいでしょうか。今、屋台営業の許可をもらっている人の平均が63歳なんです。それで、皆さん、そう長くはできないだろうということで、10年ことにしているのではないかと思います。そういうことです。

【鳥越会長】 それはわかります。実際には非常に高齢化しているわけですね。

【中原委員】 ちょっとしつこくて申しわけございませんけれども、後継者があるという数字が50%あるわけですね。それにもかかわらず、10年以内に6割の方が営業をおやめになる予定という背景は何かとちょっと私は疑問に思ったんです。いろいろな計画をどんどん進めていかれるのは結構なんですけれども、実際やられる屋台営業の方が6割以上もやめる予定という数字が私は気になるものですから、ちょっとお尋ねしたんです。

【安野委員】 それは、1代限りというのがあるわけですよ。現在、親子で営業して同じ世帯として生活しているということだったら、実子の場合には許可が出ているわけですね。そういう方は息子さんがやるとすれば10年以上となるわけなんですけどね。しかし、一般的には後継者というのが少ないわけですよ。そういうことで、この間のアンケートには出しているのではないかと思いますね。

【世良委員】 ただいま1代限りというお話が出たんですけれども、この研究会で検討するに当たって、この1代限りをどうするのかというのを決めないと、具体的な研究会の提言の内容自体が決まってしまうのではないかと思います。どこかの段階で決めることにはなるんだろうと思うんですけれども、例えば再配置をどうするのかことについても、1代限りになるのかそうでないのかというところで、どこの場所に行くのかということも多分変わってくるだろうと思います。ルールの立てつけの仕方としても、例えば厳しいルールを課すことと1代限りというのを併存させるのか、それとも1代限りを外して厳しいルールにするのかというバランスを考えると、この1代限りというのが一つの大きな規制になっていると思います。これについて皆様方のご議論の中でどうするのか、ど

ちらの立場に立つのかというあたりを念頭に置きながら、方向性をこれから示していかなければならないと思います。

以上です。

**【鳥越会長】** 1代限りというのは前に決まっているわけですね。今回新しく会をつくって、1代限りというのをそのまま継続するのか、それとも見直すのかというのは、まだ何も議論しておりませんので、これはこれからの議題にしたいと思います。

もちろんおっしゃるように、再配置の問題と1代限りの問題は無関係ではないんですね。だから、その問題をできるだけ早くやらないと、ほかのことも全部できないというご意見だろうと思いますけれども、実際、1代限りというのは、おそらく私の感じでは、前回、指導要領を決めたときの最大の妥協で、ここで手打ちをしたという。つまり住民としてはもう屋台は近くに要らないと言うし、屋台業者は生存権の問題がありますから残したいということになる。中間的な意見としては、博多の町として屋台は残したい。その残したいということのと要らないということの妥協の産物として1代限りというのを設けた。10年か20年過ぎれば1代ずつ減っていくわけで、最終的にはゼロになるわけです。そういうことを想定して、1代限りというのができたんじゃないかなと私は想像しているんですね。だから、これはもう一回議論する必要があるだろうと思います。

**【松汐委員】** よろしいですか。今、世良委員がおっしゃったのはよくわかりますが、先ほど申しましたように、今までの検証と、今現在のルールに基づいて検証していくわけですね。その中で、将来のことも含めて案が出てきた。その結果、1代限りはどうするかという結論が出てくると思います。だから、最初に1代限りを決めるのではなくて、この検証とともに、これからの課題を話し合っていたきながら、そこで1代限りが最終的にどうなるのかという議論になってくると思います。最初に1代限りをどうするかという議論になりますと、今の屋台指導要綱というルールを全部壊さなければいけないわけですね。そうすると、大体議論の論拠がなくなってくるんですよ。ですから、今精査しているのは、現状認識と、現状のルールと、それを守っていただいているのかという検証がここに出てきております。その課題点について、これから皆さんでいい方向性でどうやって進めていけばいいのかを考え、その中で最終的に1代限りが妥当なのか、これを変えていかなければいけないのかという最終問題になってくると思うんですね。

**【鳥越会長】** 松汐委員、どうもありがとうございました。私の一番言いたいところをまとめていただきました。全くそのとおりだと思います。

今日はもう時間が来てしまいましたので、1の再配置だけで終わってしまいました。今日で3回目ですけれども、次の回に、もう少しこの2～6の現状、これまでの報告書の内容と行政の取り組み、そして課題、今後どうしたらいいのかということをお話して、最終的には今おっしゃったような1代限りの問題にたどり着くんだらうと思います。今日の議論としては、一応、再配置のところで終わりたいと思います。

再配置については、ほかにもう言うておくことはないですか。はい、どうぞ。

【大崎委員】 この再配置問題というのは、事業者にとって場所が大変重要な要素だと思うんですね。今3人の組合長さんがおられますが、市が例えば「あなたはここへ」ということを言ったときに、事業者と組合長さんたちの中に入ってきちんと話をおさめていただける可能性があるんですか。組合としてはどうですか。事業者が長年してきたところから移るとするのは、簡単には無理じゃないかなと私は思うんです。

【鳥越会長】 だからこの30軒が未完了なんでしょう。

【大崎委員】 はい。特に須崎のところは、観光とサラリーマンと言われますが、ホテルの周りに結構、屋台があるんじゃないかと思うんですね。だから須崎が何となく継続できているんじゃないでしょうか。あそこは住民だけだったら到底無理じゃないかと思うんです。大体ホテルの周りというのは観光客がほとんどなんですよね。そこがポイントだろうと私は思います。

【鳥越会長】 感想ですけど、ホテルの飯は高いの。ホテルには泊まっているんだけど、食べるものはちょっと外へ出て屋台で食べようかという観光客は結構多いんですよ。まあ、そういうことはありますね。

【大崎委員】 そういう意味でも、そういうところを重点的に再編していただければと行政にもお願いしたいと思います。まあ、地域の方は来るのを嫌がるだろうけど。

【安野委員】 地域の方も、屋台の前の人たちだけです。

【大崎委員】 問題のない人ならいいんだけどね。まあ、そういうことです。

【鳥越会長】 わかりました。

今日は再配置のことについて、いろいろ意見をお聞きいたしました。今後の問題についても何人かの委員からご意見が出ました。それで一応、とりあえずのところ、特につけ加えて質問とか、そういうのはないですよ。なければ、ほんとうはもうちょっと進みなかったんですけども、今日は再配置のところで終わってしまいましたので、もうちょっとこの話を次回は続けたいと思います。

今、屋台が抱えている場所の問題であるとか、いろいろなマナーの問題とか、主として屋台の問題点を議論しているわけですね。もう一つ今後控えている問題があって、当然トータルで全部考えなければいけないと、市長が観光の資源にしたいと言っている意味、つまり屋台の持っている効用とか経済的な効果といった面にもちょっと触れてみたいと思います。ネガティブなほうばかりやっていると、何のために私たちは時間を使ってやっているかよくわかりませんので、そういう両面をきちんとやらないといけません。福岡市にとって、博多にとって、屋台ってこれだけの意味があるんだよ、だからやっているんだよという話も皆さんからお聞きしたい。経済的な効果ですね。そういうデータとか、臼井さん、一応用意できますよね。

【事務局（臼井）】 対応させていただきます。

【鳥越会長】 わかりました。

それから、もう時間になりましたけれども、私は福岡の生まれではあるんですが博多の生まれではありませんので、時々福岡に来て、屋台に行って食べたり飲んだりしています。

「この屋台は大丈夫か」という目を見たことは実はないんですよ。まあ、「ああ、ちょっとここ汚いな」とか「トイレはどうしたんだろう」とか、そういうのを目にはしておりますけれども。

できれば一回この委員のメンバーで、希望者だけでも、行ける方だけでも結構なんですけれども、次回の終わった後ぐらいに、ちょっと日は特定できませんが、現地視察して、委員の目で具体的に見ていただく。皆さんはそれぞれ経験でお話をされているので、行かなくてもいいという方もいらっしゃるかもしれませんが、できれば一回行ってみる。この全員がぞろぞろ行くのも大変だとは思いますが、私はもともと新聞記者をやっていたので、どうしても現場をきちんと見たいですね。現場を見た上で話をしたい。そういう現場視察というのを私の会長権限でご提案をしたいんですけれども、賛成であればやりたいと思います。いかがですか。いいですか。

〔「異議なし」との発言あり〕

【鳥越会長】 ただし、事前に何月何日の何時ということを書いて屋台が構えておられると実態が見えませんが、済みませんが、それはその日まで伏せさせていただきます。それでいいですね、臼井さん。

【安野委員】 そういうことは、ばらしませんよ。(笑)

【鳥越会長】 ということで、臼井さん、ほかにご連絡事項があれば言ってください。

【事務局（臼井）】 次回の研究会の日程でございます。33ページをごらんください。次回の日時でございますけれども、12月22日木曜日の13時から、場所は福岡市役所の15階の講堂でございますので、よろしくお願いいたします。

【鳥越会長】 22日ですね。12月22日ということは、天皇誕生日の前日ですね。

【事務局（臼井）】 はい。

【鳥越会長】 わかりました。

ということで時間が来ましたので、第3回目の会合はこれにて終了いたします。どうぞご協力ありがとうございました。

— 了 —